



Title	目で見るWHO 第85号 卷末資料等
Author(s)	柴原, 史歩
Citation	目で見るWHO. 2023, 85, p. 33-38
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/92798
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

(公社)日本WHO協会の沿革

★は世界保健機関(WHO)の沿革

★1948	「WHO憲章」が発効し、国連の専門機関として世界保健機関(WHO)が発足。
1965	WHO憲章の精神普及を目的とする社団法人日本WHO協会の設立が認可された(本部京都)。 WHO講演会等の事業活動を開始。
1966	世界保健デー記念大会開催事業を開始。
1968	「目で見るWHO」発行開始
1970	青少年の保健衛生意識向上のため、作文コンクール事業を実施。
1981	老年問題に関する神戸国際シンポジウムを実施。
1985	WHO健康相談室を開設、中高年向け健康体操教室を実施。
1994	海外のWHO関連研究者への研究費助成事業を実施。
★1996	WHO健康開発総合研究センター(WHO神戸センター)開設。
1998	京都にてWHO創設50周年シンポジウム「健やかで豊かな長寿社会を目指して」を実施。
2000	健康フォーラム2000をはじめ、全国各地でもフォーラム事業を実施。
2006	事務局を京都より大阪市に移転。セミナー事業を開始。
2007	財団法人エイズ予防財団(JFAP)のエイズ対策関連事業への助成を開始。
2008	事務局を大阪商工会議所内に移転。
2009	「目で見るWHO」を復刊。パンデミックになったインフルエンザに対応し対策セミナーを実施。
2010	WHO神戸センターのケマラサン所長を招き、フォーラム「WHOと日本」を実施。
2011	メールマガジンの配信を開始。
2012	WHOインターンシップ支援助成を開始。
2013	公益社団法人に移行
2014	世界禁煙デーにあたってWHO神戸センターのロス所長を招き、禁煙セミナーを実施。
2019	第5回アフリカ開発会議(TICAD)公式サイドイベントとしてフォーラムを実施。
	WHO本部から発信されるファクトシートの翻訳出版権を付与される。
	グローバルヘルス研究会「関西グローバルヘルスの集い」開始

第二次世界大戦後の硝煙さめやらぬ1946年7月22日、世界の61カ国がニューヨークに集い、すべての人々が最高の健康水準に達するためには、何をすべきかを話し合い、その原則を取り決めた憲章が採択され、1948年4月7日国連の専門機関として世界保健機関WHOが発足しました。

当協会はこのWHO憲章の精神に賛同した人々により、1965年に民間のWHO支援組織として設立され、グローバルな視野から人類の健康を考え、WHO精神の普及と人々の健康増進につながる諸活動を展開してまいりました。

歴代会長・理事長、副会長・副理事長(在職期間)

会長	中野種一郎(1965-73)	副会長	松下幸之助(1965-68)	羽田春免(1984-91)	中野 進(1998-06)
理事長	平沢 興(1974-75)	副理事長	野辺地慶三(1965-68)	佐野晴洋(1989-95)	高月 清(2002-06)
	奥田 東(1976-88)		尾村偉久(1965-68)	河野貞男(1989-95)	北村李賢(2002-04)
	澤田敏夫(1989-92)		木村 廉(1965-73)	村瀬敏郎(1992-95)	植松治雄(2004-06)
	西島安則(1993-06)		黒川武雄(1965-73)	加治有恒(1996-98)	下村 誠(2006-08)
	忌部 実(2006-07)		武見太郎(1965-81)	坪井栄孝(1996-03)	市橋 誠(2007)
	宇佐美 登(2007-09)		千 宗室(1965-02)	堀田 進(1996-04)	更家悠介(2008-12)
	關 淳一(2010-17)		清水三郎(1974-95)	奥村百代(1996-06)	更家悠介(2018-)
	中村 安秀(2018-)		花岡堅而(1982-83)	末舛恵一(1996-04)	生駒京子(2018-)

WHO憲章

世界保健機関（WHO）憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され、1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定説は、たとえば「健康とは、完全

な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の

一つである」といったように格調高いものです。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のようないいふを完成しました。

日本WHO協会理事長 中村安秀

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.

The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.

The achievement of any States in the promotion and protection of health is of value to all.

Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.

Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.

The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.

Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.

Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.

ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則が全ての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その国のみならず世界全体にとって有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶことになります。

子供の健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般的の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、十分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。

WHOの地域事務局と加盟国

2022年6月現在194か国と2準加盟地域

日本は1951年5月に加盟



南北アメリカ地域

アメリカ合衆国
アルゼンチン
アンティグア・バーブーダ
ウルグアイ
エクアドル
エルサルバドル
カナダ
ガイアナ
キューバ
グアテマラ
グレナダ
コスタリカ
コロンビア
ジャマイカ
スリナム
セントクリストファー・ネイビス
セントビンセント・グレナディーン
セントルシア
チリ
トリニダード・トバコ
ドミニカ
ドミニカ共和国
ニカラグア
ハイチ
パナマ
パラグアイ
ブラジル
(*)ペルトリコ
ベネズエラ
ベリーズ
ペルー
ホンジュラス
ボリビア
メキシコ

ヨーロッパ地域

アイスランド
アイルランド
アゼルバイジャン

アフリカ地域

西太平洋地域

東地中海地域

南東アジア地域

南北アメリカ地域

アフリカ地域

西太平洋地域

東地中海地域

南東アジア地域

寄付者のご芳名

当協会にご寄付いただいた方々のご芳名を掲載させていただきます。

(匿名希望を除く。50音順、2023年5月末現在)

この紙面をかりて厚くお礼申し上げます。

一般社団法人生産技術振興協会
東京青山ロータリークラブ

編集委員のページ



柴原 史歩

2023年度第1次隊JICA青年海外協力隊

大学在学中に国際保健に興味を持つ。卒業後に入社した日本赤十字社を昨年退職し、本年夏よりJICA青年海外協力隊としてボツワナ共和国に派遣予定。

Health for All...地球も含めて

1948年4月7日にWHO憲章がはじめて採択されたことを記念し、毎年4月7日は世界保健デーとされています。今年も日本を含む多くの国で様々な健康のためのイベントが開催され、当協会でもイベントを実施いたしました。世界保健デーには毎年、WHOにて定められているテーマがありますが、今年は「Health For All：すべての人に健康を！」でした。健康を享受する権利はすべての人にあり、誰もが経済的な困難なしに、必要に応じてサービスを受けられるような世界にしなければなりません。人間の健康はもちろん重要ですが、私はこのテーマを聞いた際、地球の健康についても考える機会になればと感じていました。

実は、ボランティアでスクーバダイビングのインストラクターをしており、休日は毎週のように海に潜りに行くのですが、よくニュースなどでも取り上げられるサンゴの白化現象や人間活動による海洋ごみ・海洋汚染問題など、実際に目の当たりにすると水中のシビアな環境に胸が痛くなります。みなさんは普段生活をしていても、海を含めて、自然を感じる、意識する状況は減ってきてているのではないでしょうか。夏ももうすぐ本番、ぜひ今年は自然と触れ合い、その美しさ、大切さを感じて、少しでも環境問題への興味・関心を高めていただけると嬉しいです。

ちなみに私の一番好きな海は、陸上の自然もたくさん残る沖縄県の西表島です。ぜひ夏休みなどを利用して行ってみてくださいね。

グローバルな視野から健康を考え、
国内外で人々の健康増進につながる諸活動と
WHO憲章精神の普及活動を展開しています。

私たちの活動に賛同し、
継続的ご支援頂ける方の入会をお待ちしています。

会員種別	年会費
正会員：個人	50,000円
正会員：法人	100,000円
個人賛助会員	1口：5,000円
学生賛助会員	1口：2,000円
法人賛助会員	1口：10,000円



入会のお申し込みはこちらから

目で見る WHO

Visual Journal of Friends of WHO Japan

2023 夏号 No.85

2023年7月1日 発行

定価 1,100円（本体 1,000円、税10%）

発行者
中村安秀

編集委員

安田直史（編集長） 山田絵里（副編集長）
磯邊綾菜 小笠原理恵 加藤美寿季 佐伯壯一朗 柴原史歩
白野倫徳 鈴木大地 戸田登美子 林正幸 福井沙織
藤井まい 松澤文音 森本早紀 柳澤沙也子 渡部雄一

編集協力：森井真理子
デザイン協力：根本睦子

発行所

公益社団法人 日本WHO協会
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル5F
TEL ◯ 06-6944-1110 FAX ◯ 06-6944-1136
URL ◯ <https://www.japan-who.or.jp/>

WHOへの人的貢献を推進しよう

広告

株式会社 プロアシスト
代表取締役社長 生駒 京子
〒540-0031 大阪市中央区北浜東 4-33
北浜ネクスピル 28F
TEL 06-6947-7230 FAX 06-6947-7261

新居合同税理士事務所
代表税理士 新居 誠一郎
〒546-0002 大阪市東住吉区杭全 1-15-18
TEL 06-6714-8222 FAX 06-6714-8090

ポリグルソーシャルビジネス
株式会社
代表取締役 小田 節子
〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-1-19
TEL 06-6967-8777 FAX 06-6967-2888

岩本法律事務所
弁護士 岩本 洋子
弁護士 藤田 温香
〒541-0041 大阪市中央区北浜 2-1-19-901
サンメゾン北浜ラヴィッサ 901
TEL 06-6209-8103 FAX 06-6209-8106

 KINCHO

化学遺産に認定されました

日本化学会 認定化学遺産 第041号『日本における殺虫剤産業の発祥を示す資料』



金鳥渦巻

世界初の
渦巻き型蚊取り線香

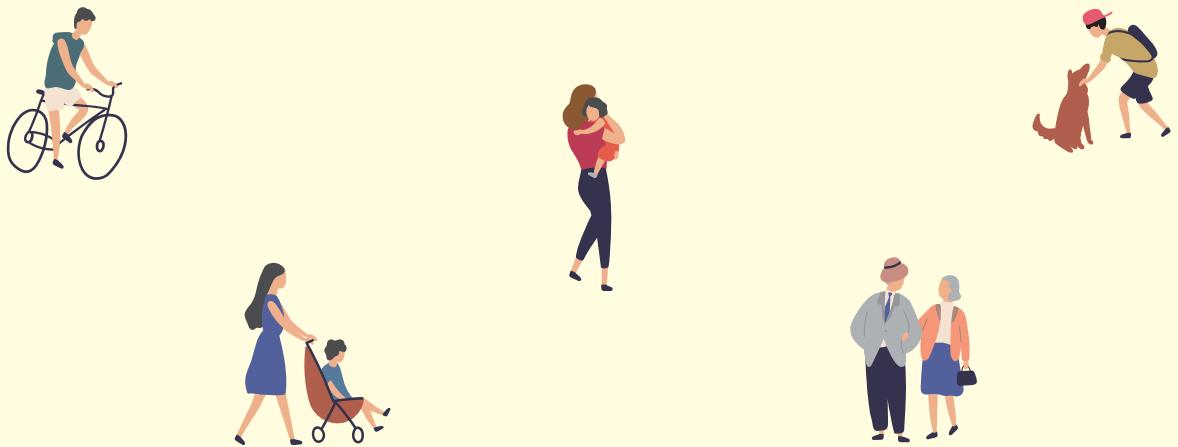


キニョール

日本で初めての
エアゾール殺虫剤



日本の殺虫剤産業は、弊社創業者の上山英一郎と除虫菊との出会いから始まり、有用な化学製品である世界初の蚊取り線香やエアゾール殺虫剤の製品化、ならびに除虫菊に含まれる有効成分・ピレトリン類に関わる化学的研究を礎として現在に至っております。



日本型セルフケアで、健やかな社会を。



日本セルフケア推進協議会は、国民の健康を第一に考え、
産学官の垣根を超えた横断的な情報交換を行うことで、
来るべきAI時代の大変化に対応し、
国民の健康寿命延伸に寄与できるような様々な調査や
オープンな意見交換、それに基づく提言を行っていきます。



一般社団法人 日本セルフケア推進協議会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3丁目4番18号 昭和薬貿ビル5階

Tel:03-6271-8941 <https://jspa-nsc.com/>

日本セルフケア推進協議会

検索



SARAYA SDGs SOLUTIONS

for UGANDA



日本の衛生環境改善に貢献してきたサラヤ。

しかし、世界にはいまだ不衛生が原因で
病気になってしまう方々がたくさんいます。

そこで、かつて日本で行った家庭での手洗い、
病院での手指消毒の普及活動をウガンダで展開しています。

公共の場での手洗い設備の設置や手洗い啓発キャンペーン、
また現地法人で生産するアルコール手指消毒剤の医療施設への導入、
病院における院内感染についての知識やアルコール消毒の重要性、
正しい方法を伝えるトレーニングを実施しています。

また、妊産婦を守る「ホワイトリボン運動」活動支援の一環として、
2018年よりカンバラ郊外において、
妊産婦を感染症から守るプロジェクトを開始しました。

ウガンダの衛生環境改善に貢献する、サラヤ。

SARAYA サラヤ株式会社
大阪市東住吉区湯里 2-2-8 ☎0120-40-3636
<https://www.saraya.com/>

2023 夏号 No.85

公益社団法人
日本WHO協会
Friends of WHO Japan

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル5F
TEL。06-6944-1110 FAX。06-6944-1136
URL。<https://www.japan-who.or.jp/>